

# 広報 みつえ

Public Relations  
MITSUE

令和7年10月1日発行

2025

10

No.442



## CONTENTS

- P1 土屋原案山子まつり
- P2~4 議会だより
- P5~9 令和6年度決算報告 他
- P10~12 保健福祉センター情報、診療所だより 他
- P13~18 お知らせ
- P19~21 駐在所だより、お知らせ 他
- P22~23 ふるさと納税実績報告・事業者募集
- P24 図書館だより
- P25 姫石の湯だより
- P26 みつえニュース

# 議会だより

第182号



## 令和7年第3回(9月)定例会

御杖村議会令和7年第3回(9月)定例会は、9月9日に招集され、会期を11日間とし、9月19日に続会議を行い閉会しました。この会期中には、全員協議会やむらづくり委員会・予算決算委員会も開催され、村長より提出された18件について、慎重に審議を行い、すべての案件について原案どおり可決・承認されました。また、一般質問では、影山議員が「移住・定住対策の具体的な取組について」質問を行い、村長に答弁を求めました。

### ○村長提案

#### 【可決(条例改正)】

◎職員勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定

#### ◆制定内容

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置について、本村条例の一部改正を行うものです。

#### ◎職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定

#### ◆制定内容

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度の拡充について、本村条

例の一部改正を行うものです。

◎御杖村立集会施設等使用条例の一部を改正する条例の制定

#### ◆制定内容

桃俣多目的研修センターの和室と研修室について、宿泊使用料を新設するため、本村条例の一部改正を行うものです。

#### 【可決(財産処分)】

◎財産の無償譲渡

#### ◆譲渡目的

不用財産の処分(土地)譲渡相手 西部商事株式会社  
御杖村神末5051番77・  
原野・99㎡(土地)  
御杖村神末5051番86・  
原野・396㎡(土地)

#### 【可決(計画変更)】

◎御杖村過疎地域持続的発展計画の変更

◆内容 過疎対策事業債の充当を行うため、過疎地域持続的発展計画の本文に、新たに脱炭素推進を追加記載するものです。

#### 【可決(補正予算)】

◎令和7年度一般会計補正予算(第3号)

#### ◆内容

歳入では令和6年度の決算収支に合わせ繰越金を増額と基金繰入金の減額を行い、歳出では障害者福祉費の過年度交付金の精算による返還金や新型コロナウイルス予防接種に係る費用の増額、桃俣多目的研修センターの改修に係る設計費などの計上と土木関係予算の組み替えをす

るものです。

・補正額 1,652万9千円

・補正後 27億3,198万6千円

◎令和7年度介護保険特別会計補正予算(第2号)

#### ◆内容

歳入では令和6年度の決算収支に合わせ繰越金を増額し、歳出では過年度交付国庫補助金の精算による返還金及び基金積立金を増額計上するものです。

・補正額 3,741万5千円

・補正後 3億9,016万2千円

◎令和7年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

#### ◆内容

歳入歳出それぞれ保険料還付金を増額計上するものです。

・補正額 10万円

・補正後 5,587万6千円

#### 【認定(令和6年度決算)】

予備審査を付託した予算決算委員会において慎重に審議を行い、御杖村一般会計を含む全5会計と奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計(御杖村)の令和6年度歳入歳出決算について、予算決算委員会福田委員長より原案どおり認定すべきものとの報告を受け、本会議で審議の結果、原案どおり認定しました。(決算額については、【御杖村の決算報告※P5】をご覧ください。)

#### 【答申(人事)】

◎人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

令和7年12月31日をもって任期満了となります。鈴木紀子氏(大字神末)を人権擁護委員の再任候補者

として法務大臣へ推薦するため、意見を付して答申を行うものです。

#### 【同意(人事)】

◎御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて  
本村固定資産評価審査委員会委員の2名の方が、令和7年12月13日で任期満了となることから、再任として水口尉之氏(大字菅野)、丸山栄氏(大字土屋原)を委員に選任するにあたり、同意を行うものです。

#### 【報告】

◎令和6年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価の報告

#### ◆内容

鈴木教育長より、御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行った結果の報告を受けました。

## 一般質問

9月9日

質問 移住・定住対策の具体的な取組について



影山議員

#### ◆影山議員

少子高齢化は本村はもちろん我が国が抱える最も深刻な社会問題です。先日8月6日のNHK報道では、残念ながら奈良県下の人口減少率のワースト1に本村が挙げられました。御杖村の基幹産業である第一次産業の農林業のみならず、商業やサービス業を含めた全ての分野においての担い手が不足し

ている厳しい現状です。それにより地域活動や地域行事における助け合いも危ぶまれています。この問題を少しでも食い止めるには、やはり移住や定住者の増加を促す具体的な取り組みが急務と考えます。また、移住・定住していただくには、住む場所の確保が必須条件と考えます。

そこで、村長が在職一期目からの公約に移住・定住対策の促進を掲げられ、長期総合計画にも掲げられておられます移住・定住の環境整備の課題で、移住前の相談から住まい就職の支援まで必要な支援をきめ細かく行うことが求められますと記載されていますが、具体的にどのような支援をされているのかお聞かせください。また、空き家情報バンクを通じた移住定住者への住まいの斡旋についてもどのように取り組まれているのかお聞かせください。

答弁  
伊藤村長



#### ◆伊藤村長

移住・定住への具体的な取り組みに関しては、まずは御杖村を知っていただく為の交流人口、関係人口の創出が必要と考えており、通年実施していますやまと姫マラソン、ホタル鑑賞会、雑巾ダッシュのイベントに加え、その他小規模な交流、関係人口に関わる各種イベントを実施しているところです。また交流人口の創出の観点から言えば2013年から奈良県立大学と連携事

業を行っており、これまで約100名の学生が村で活動を行い、先週には宮城大学の学生10人と共に活動を行いました。将来、何らかの形で村と関わりを持つていただけるよう期待しているところです。

このような中、実際に移住を希望される方々への支援、また移住を検討されている方に向けまして、まずは御杖村での生活を体験するため移住体験住宅を利用していただき、より御杖村を知ってもらえるよう取り組んでおり、これまで25世帯の方に利用いただき6世帯の移住に繋がっているところでございます。

空き家情報バンクについては、登録件数が少ないことから、固定資産税納税通知書にリーフレットを同封し登録を案内しております。また来月10月4日には、村内事業所と連携した移住フェアを開催し、移住や空き家情報バンク登録に興味のある方への案内を行う予定でございます。

移住前の相談から住まい、就職の支援につきましては、移住体験住宅の利用にも必要な、空き家情報バンク利用者登録を行っていたいただき、空き家情報バンクに登録されている物件の案内、内覧を行い宅地建物取引業者との媒介契約に向け担当課で対応をしております。また、空き家の活用促進として、空き家改修補助金、家財道具等処分補助金も用意しております。就職についても村内事業所の紹介や、移住される方の中には村内事業所で必要となる資格を有する方もいらっしゃいますの

で、事業所への取り次ぎ等も行っているところでございます。よろしくお願ひします。

質問  
影山議員



#### ◆影山議員

ご答弁ありがとうございます。いずれにしても移住先として選ばれる村を目指すには、既存の地域産業の担い手の確保が一番の理想だと思います。しかしながら、私は多様な移住プランの提案PRやイベント時においての積極的な取り組みをすることも一つの得策ではないかと考えます。たとえば本村の通信インフラは一部の地域を除いては問題がないため、テレワーク環境を含めた二拠点生活の提案も一つだと考えます。それに加えて移住促進についての提案発信についても、先程村長がおっしゃられたリーフレットですが、そちらの方も道の駅、旅行村などの指定管理施設に常設するという一番身近な方法、発信手段として取り入れていただくことも一つの方法と考えます。村長としてのお考えをお聞かせください。

答弁  
伊藤村長



#### ◆伊藤村長

議員おっしゃられますようにこれか

らいろいろの方策を考えて情報発信していくのが必要だと思います。今後、テレワーク環境を含める二拠点生活により移住は、選択肢として大いに考えられることから、移住体験住宅にWiFi環境を整え利用していただいております。移住促進の情報発信については、現在、御杖村空き家情報バンクのご案内と空き家と事業に関する各種補助金のリーフレットを作成し、イベントや担当窓口で案内をさせていただいておりますが、議員おっしゃられますとおり指定管理施設等への常設についても、今後行っていきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

質問  
影山議員



#### ◆影山議員

ご答弁ありがとうございます。本村の人口推移ですが、5年後には約1,000人、10年後には800人台と大幅な減少が予想されます。ひとりでも多くの移住・定住者に来ていただき、選んでいただく。有効かつ積極的な受け入れ体制の確立を期待しております。質問は以上となります。ありがとうございます。



## 議会運営委員会

〈8月21日〉

議会運営委員会を森委員長の招集により8月21日に開催しました。令和7年第3回（9月）定例会を控えていることから、定例会の会期や会期中の関連会議の開催日と一般質問については開会日とすることを決定しました。また、村長提出予定の18案件について概要説明を受け、会期中における各案件の審議の取り扱いについて協議を行い決定しました。

## 全員協議会

〈8月21日〉

全員協議会を8月21日に開催しました。産業建設課より熊の出没への対策及び国道368号（上長瀬地内）舗装修繕工事にかかる通行止め並びに村道井出谷太郎路線改良事業計画の再検討について、総務課より防災訓練の実施について、政策推進課より村営デマンド交通の愛称決定について説明が行われたあと、議員より桃俣多目的研修センターの宿泊利用について質問を行い、担当課長に答弁を求めました。

〈9月10日〉

令和7年第3回（9月）定例会の会期中における全員協議会を9月10日に開催しました。開会日にむらづくり委員会付託と決定されました条例1件及び財産処分1件並びに計画1件と予算決算委員会付託と決定されました令和7年度補正予算3件及び令和6年度御杖村一般会計を含む5会計と令和6年

度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（御杖村分）の歳入歳出決算認定について、詳細な説明が村から行われました。

## むらづくり委員会

〈9月12日〉

むらづくり委員会を盛岡委員長の招集により9月12日に開催しました。9月9日の本議会において付託された条例1件及び財産処分1件並びに計画1件の計3議案について審査を行いました。すべての審査事項について、原案どおり可決すべきものと決定し19日の本会議において報告することとなりました。

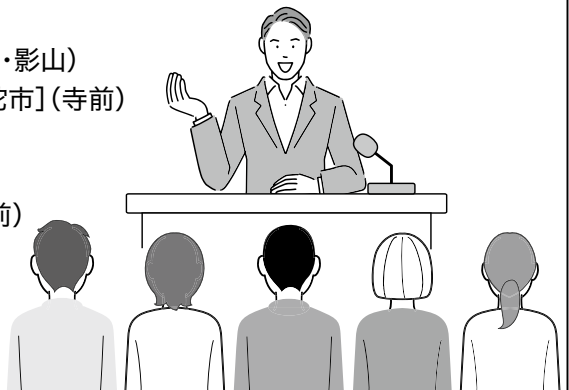
## 予算決算委員会

〈9月16日〉

予算決算委員会を福田委員長の招集により9月16日に開催しました。9月9日の本議会において付託されました令和7年度補正予算3件及び令和6年度御杖村一般会計を含む全5会計と令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（御杖村分）の歳入歳出決算の認定について審査を行いました。すべての審査事項について、原案どおり可決及び認定すべきものと決定し19日の本会議において報告することとなりました。

## 活動報告

- 8月 8日 新任議員研修会〔橿原市〕（森・小田・影山）
- 8月15日 奈良県出身戦没者追悼式〔奈良市〕（寺前）
- 8月18日 例月出納検査（森）
- 8月18日 議会運営委員会打ち合わせ（寺前・山岡・森）
- 8月18日 正副議長打ち合わせ（寺前・山岡）
- 8月19日 国道368号改修期成同盟会要望活動〔名古屋市・津市〕（寺前）
- 8月21日 議会運営委員会（全議員）
- 8月21日 全員協議会（全議員）
- 8月22日 決算監査（森）
- 8月22日 近隣市町村議会正副議長意見交換会〔名張市〕（寺前・山岡）
- 8月25日 桜井宇陀広域連合組合監査〔桜井市〕（影山）
- 8月25日 正副議長研修会〔橿原市〕（寺前・山岡）
- 8月25日 正副議長打合せ（寺前・山岡）
- 8月26日 東宇陀環境衛生組合議会臨時会〔宇陀市〕（山岡・森・影山）
- 8月27日 奈良県広域消防組合議会宇陀地区打ち合わせ〔宇陀市〕（寺前）
- 8月29日 御杖村ケアハウス等運営協議会（山岡・森）
- 8月29日 国民健康保険運営協議会（盛岡）
- 9月 2日 御杖村老人クラブ連合会グラウンドゴルフ大会（寺前）
- 9月 2日 正副議長打ち合わせ（寺前・山岡）
- 9月 8日 リニア中央新幹線建設促進奈良県期成同盟会総会〔奈良市〕（寺前）

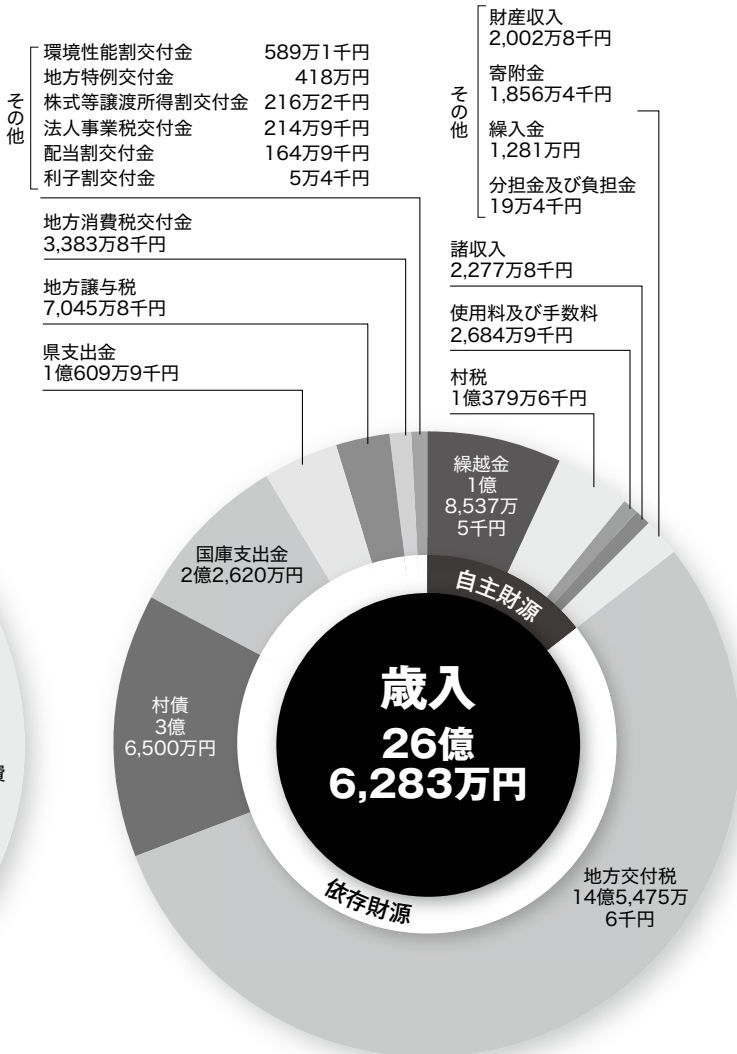
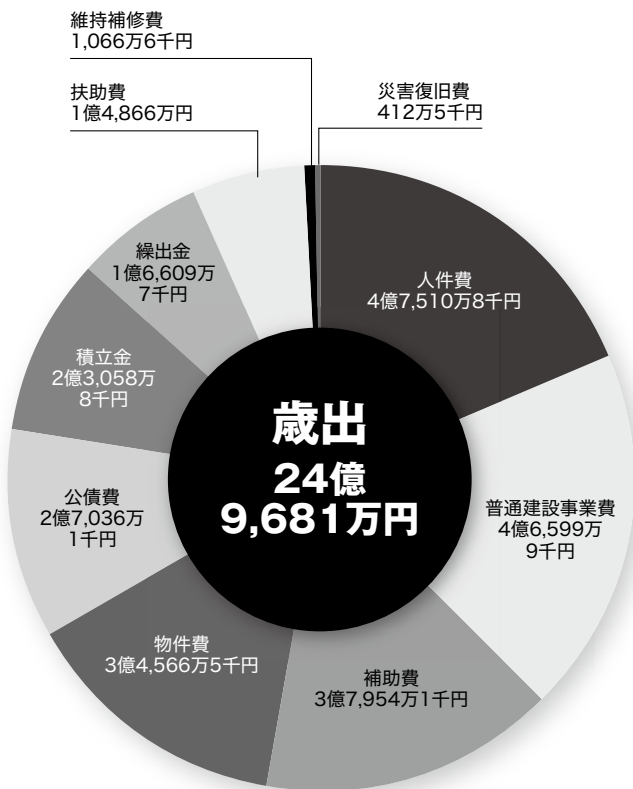


# 令和6年度決算報告

令和6年度の一般会計および各特別会計の決算が、9月の定例議会で認定されました。  
一般会計の歳入総額は26億6,283万円、歳出総額は24億9,681万円となりました。翌年度へ繰り越す財源を差し引いた実質的な収支は1億6,325万7千円の黒字となりました。

## 一般会計

- 依存財源  
…国や県から交付されたり、借り入れるお金です。
- 自主財源  
…村が自主的に収入できるお金です。



## 各会計の決算収支(総括)

(単位: 千円)

|      |              | 歳入総額      | 歳出総額      | 差引額     |
|------|--------------|-----------|-----------|---------|
| 一般会計 |              | 2,662,830 | 2,496,810 | 166,020 |
| 特別会計 | 国民健康保険(事業勘定) | 195,067   | 193,866   | 1,201   |
|      | 〃(診療施設勘定)    | 95,763    | 95,757    | 6       |
|      | 介護保険         | 424,835   | 387,419   | 37,416  |
|      | 後期高齢者医療      | 51,739    | 51,652    | 87      |
| 合計   |              | 3,430,234 | 3,225,504 | 204,730 |

|          |       | 収入総額   | 支出総額   | 差引額      |
|----------|-------|--------|--------|----------|
| 簡易水道事業会計 | 収益的収支 | 84,383 | 74,549 | 9,834    |
|          | 資本的収支 | 49,541 | 70,056 | △ 20,515 |

※資本的収支で不足した20,515千円は、当年度損益勘定保留資金で補填しました。

# 令和6年度の主な事業

|                             |           |
|-----------------------------|-----------|
| ●保健福祉センター長寿命化改修事業           | 137,747千円 |
| ●障害者自立支援介護給付(扶助費)           | 93,478千円  |
| ●奈良県広域消防組合負担金               | 79,127千円  |
| ●道路維持補修事業(舗装補修・災害防除)        | 52,389千円  |
| ●菅野地区配水管布設替工事               | 45,317千円  |
| ●東宇陀環境衛生組合負担金               | 43,616千円  |
| ●橋梁長寿命化修繕事業(橋梁補修) ※R5繰越事業含む | 38,153千円  |
| ●神末中央集落センター改修事業 ※R5繰越事業     | 34,784千円  |
| ●自治体情報システム標準化事業             | 34,065千円  |
| ●施業放置林整備事業                  | 30,643千円  |
| ●みつえ体験交流館修繕                 | 27,359千円  |
| ●道の駅・温泉施設設備改修               | 27,140千円  |
| ●地籍調査事業                     | 26,138千円  |
| ●みつえ青少年旅行村リニューアル事業          | 24,149千円  |
| ●し尿及び浄化槽汚泥運搬業務委託            | 23,232千円  |



▲保健福祉センター長寿命化改修事業

何のためにいくら使った？

## 一般会計歳出の目的別内訳

※( )内は村民1人あたりの金額。(令和7年3月31日現在の総人口1,334人で算出)



### 総務費

総務、課税徴収、住民窓口、選挙、統計などの事務のために使ったお金  
6億8,233万9千円  
(511,499円)



### 民生費

高齢者、障害者、児童などの福祉全般の事務、事業に使ったお金  
6億1,802万4千円  
(463,286円)



### 公債費

村債(借金)の返済のために支払ったお金  
2億7,036万1千円  
(202,669円)



### 商工費

商工振興、観光振興のために使ったお金  
1億8,035万2千円  
(135,196円)



### 土木費

道路、住宅関係などに使ったお金  
1億7,058万9千円  
(127,878円)



### 教育費

学校運営の費用や社会教育など教育全般の事務、事業に使ったお金  
1億5,922万2千円  
(119,357円)



### 農林水産業費

農・林道整備、農・林業振興などに使ったお金  
1億3,538万5千円  
(101,488円)



### 衛生費

保健衛生、ごみ処理など健康で衛生的な暮らしのために使ったお金  
1億3,529万7千円  
(101,422円)



### 消防費

奈良県広域消防への負担金や消防団運営などに使ったお金  
1億785万3千円  
(80,849円)



### 議会費

議会運営のために使ったお金  
3,326万3千円  
(24,935円)



### 災害復旧費

災害復旧に関係する費用  
412万5千円  
(3,092円)



### 合計

24億9,681万円  
(1,871,672円)

# 御杖村の財政健全化判断比率等を公表します

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和6年度の健全化判断比率・資金不足比率を公表します。

## 財政健全化判断比率

※「実質的な借金残高」を「基金や将来の収入見込等、借金返済等に充てられる財源」が上回っています。

| 指 標         | 御杖村    | 早期健全化基準<br>(黄信号) | 財政再生基準<br>(赤信号) |
|-------------|--------|------------------|-----------------|
| 1. 実質赤字比率   | — (黒字) | 15.0%            | 20.0%           |
| 2. 連結実質赤字比率 | — (黒字) | 20.0%            | 30.0%           |
| 3. 実質公債費比率  | 5.4%   | 25.0%            | 35.0%           |
| 4. 将来負担比率   | — ※    | 350.0%           |                 |

### 財政の健全度を判断する4つの指標

- 1. 実質赤字比率**  
一般会計等の実質赤字額が標準財政規模に占める割合。  
「年間収支の赤字」が「1年間の収入」に対してどのくらいの割合であるかを示すものです。
- 2. 連結実質赤字比率**  
一般会計やすべての特別会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合。
- 3. 実質公債費比率**  
一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合を表した指標です。  
「1年間の借金返済額」が「1年間の収入」に対してどのくらいの割合であるかを示すものです。
- 4. 将来負担比率**  
一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合を表した指標です。  
「村の借金等負債額から貯金を差し引いた額」が「1年間の収入」に対してどのくらいの割合であるかを示すものです。

## 資金不足比率

| 公営企業会計   | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|----------|--------|---------|
| 簡易水道事業会計 | — (黒字) | 20.0%   |

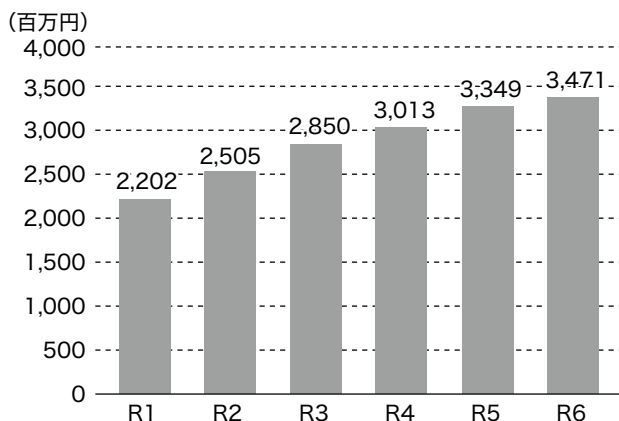
### 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額が事業規模に占める割合を示した指標です。

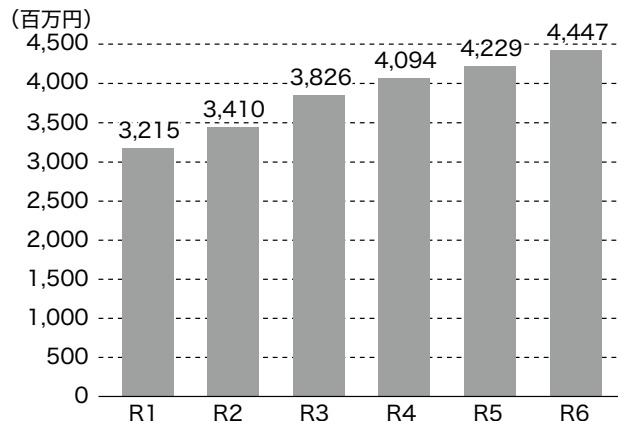
借金現在高は、統合学校整備や若者単身者用集合住宅整備、保健福祉センター長寿化改修などの影響により、令和6年度末で約34億7,100万円となりました。村債の借り入れについては、後年において地方交付税によってその償還に対する財源措置のある有利な地方債の活用を行い、財政負担の軽減に努めています。

一方、貯金残高については、将来の財政負担に備えて様々な基金への積立を行っており、令和6年度末の基金残高は約44億4,700万円になっています。

### 借金(村債)現在高の推移



### 貯金(基金)現在高の推移



# 御杖村職員の給与や職員数などの概要

地方公務員の給与は、国家公務員や他の地方公共団体とのバランスを考慮し村議会の議決を経て決められています。人事行政の公正性と透明性を高めるため、職員数や給与などの状況について公表します。

## ① 人件費の状況(令和6年度普通会計決算)

| 区分    | 住民基本台帳人口<br>令和7年3月31日現在 | 歳出額<br>A    | 実質収支      | 人件費<br>B  | 人件費率<br>(B/A) | (参考)<br>令和5年度の人件費率 |
|-------|-------------------------|-------------|-----------|-----------|---------------|--------------------|
| 令和6年度 | 1,334人                  | 2,496,810千円 | 163,257千円 | 475,108千円 | 19.0%         | 17.3%              |

◎令和6年度の歳出額に対する人件費の割合です。人件費には、特別職などの給料・報酬などを含みます。  
◎「普通会計」とは、村の全会計から公営企業などの特別会計(簡易水道、国民健康保険など)を除いたものです。

## ② 職員給与費の状況(令和6年度普通会計決算)

| 区分    | 職員数<br>A | 給与費       |          |          |           | 1人当たり<br>給与費(B/A) |
|-------|----------|-----------|----------|----------|-----------|-------------------|
|       |          | 給料        | 職員手当     | 期末・勤勉手当  | 計 B       |                   |
| 令和6年度 | 48人      | 161,143千円 | 24,493千円 | 65,725千円 | 251,361千円 | 5,237千円           |

## ③ 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況 (令和7年4月1日現在)

| 区分  | 一般行政職    |       |
|-----|----------|-------|
|     | 平均給料月額   | 平均年齢  |
| 御杖村 | 304,400円 | 42.7歳 |

## ④ 職員初任給の状況(令和7年4月1日現在)

| 区分    |     | 御杖村      | 国        |
|-------|-----|----------|----------|
|       |     | 決定初任給    | 初任給      |
| 一般行政職 | 高校卒 | 188,000円 | 188,000円 |
|       | 大学卒 | 220,000円 | 220,000円 |

## ⑤ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

| 区分    |     | 経験年数7年以上10年未満 | 経験年数10年以上15年未満 | 経験年数15年以上20年未満 |
|-------|-----|---------------|----------------|----------------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 257,400円      | 278,800円       | 315,800円       |
|       | 高校卒 | 242,000円      | 253,000円       | —              |

◎経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

## ⑥ 職員手当の状況

| 区分                       | 御杖村                  |           |                             | 国                    |           |                             |
|--------------------------|----------------------|-----------|-----------------------------|----------------------|-----------|-----------------------------|
| 期末・勤勉手当                  | (令和6年度支給割合)          | 期末手当      | 勤勉手当                        | (令和6年度支給割合)          | 期末手当      | 勤勉手当                        |
|                          | 6月期                  | 1.225月分   | 1.025月分                     | 6月期                  | 1.225月分   | 1.025月分                     |
|                          | 12月期                 | 1.275月分   | 1.075月分                     | 12月期                 | 1.275月分   | 1.075月分                     |
|                          | 計                    | 2.5月分     | 2.1月分                       | 計                    | 2.5月分     | 2.1月分                       |
|                          | 制度上の段階、職務の級による加算措置 有 |           |                             | 制度上の段階、職務の級による加算措置 有 |           |                             |
| 区分                       | 御杖村                  |           |                             | 国                    |           |                             |
| 退職手当<br>(令和7年<br>4月1日現在) | 自己都合                 |           | 勸奨・定年                       | 自己都合                 |           | 勸奨・定年                       |
|                          | 勤続20年                | 19.6695月分 | 24.586875月分                 | 勤続20年                | 19.6695月分 | 24.586875月分                 |
|                          | 勤続25年                | 28.0395月分 | 33.27075月分                  | 勤続25年                | 28.0395月分 | 33.27075月分                  |
|                          | 勤続35年                | 39.7575月分 | 47.709月分                    | 勤続35年                | 39.7575月分 | 47.709月分                    |
|                          | 最高限度額                | 47.709月分  | 47.709月分                    | 最高限度額                | 47.709月分  | 47.709月分                    |
|                          | その他の加算措置             | なし        | 定年前早期退職<br>特例措置<br>2%~45%加算 | その他の加算措置             | なし        | 定年前早期退職<br>特例措置<br>2%~45%加算 |
|                          | 退職時特別昇給              | なし        | なし                          | 退職時特別昇給              | なし        | なし                          |

| 区分                       | 御杖村                                                                                                       | 国                                                                                                         |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 扶養手当<br>(令和7年<br>4月1日現在) | 配偶者 3,000円<br>子 11,500円<br>父母等 6,500円<br>※満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき、5,000円を加算 | 配偶者 3,000円<br>子 11,500円<br>父母等 6,500円<br>※満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき、5,000円を加算 |
| 住居手当                     | 借家、借間 最高支給額 28,000円<br>持家 なし                                                                              | 借家、借間 最高支給額 28,000円<br>持家 なし                                                                              |
| 通勤手当                     | 交通機関利用最高支給額 150,000円<br>自動車等の使用者<br>・2km未満 無支給<br>・2km以上 片道の距離により2,000円～31,600円を支給                        | 交通機関利用最高支給額 150,000円<br>自動車等の使用者<br>・2km未満 無支給<br>・2km以上 片道の距離により2,000円～31,600円を支給                        |

## ⑦ 特別職の報酬等の状況 (令和7年4月1日現在)

| 区分 | 報酬・給料月額等     | 期末手当            |
|----|--------------|-----------------|
| 給料 | 村長 600,000円  | (令和6年度<br>支給割合) |
|    | 副村長 530,000円 |                 |
|    | 教育長 470,000円 |                 |
| 報酬 | 議長 192,000円  | 6月期 1.70月分      |
|    | 副議長 152,000円 | 12月期 1.80月分     |
|    | 議員 147,000円  | 計 3.5月分         |

## ⑧ 職員数の状況 ① 所属別職員数の状況(令和7年4月1日現在)

| 所属               | 職員数(人) |      |      | 対前年<br>増減数 | 対前々年<br>増減数 |
|------------------|--------|------|------|------------|-------------|
|                  | 令和5年   | 令和6年 | 令和7年 |            |             |
| 議会事務局            | 1      | 1    | 1    |            |             |
| 総務課              | 11     | 9    | 10   | 1          | ▲1          |
| うち運転手            | 4      | 4    | 4    |            |             |
| 政策推進課            |        | 3    | 3    |            | 3           |
| 出納室              | 2      | 2    | 2    |            |             |
| 産業建設課            | 7      | 7    | 7    |            |             |
| むらづくり振興課         | 7      | 5    | 5    |            | ▲2          |
| 住民生活課            | 8      | 7    | 8    | 1          |             |
| 保健福祉課            | 8      | 7    | 7    |            | ▲1          |
| 保育所              | 4      | 6    | 6    |            | 2           |
| 診療所              | 4      | 3    | 3    |            | ▲1          |
| 教育委員会事務局         | 4      | 4    | 4    |            |             |
| <派遣・出向>          | 2      | 3    | 1    | ▲2         | ▲1          |
| 桜井宇陀広域連合         | 1      | 1    |      | ▲1         | ▲1          |
| 東宇陀環境衛生組合        | 1      | 1    | 1    |            |             |
| 宇陀市(宇陀地域ごみ処理広域化) |        | 1    |      | ▲1         |             |
| 合計               | 58     | 57   | 57   |            | ▲1          |

◎職員とは一般職に属する職員(再任用職員を含む。)であり、会計年度任用職員などを除いたものです。

◎職員数には、病気休暇若しくは介護休暇を取得又は育児休業している職員を含みます。

## 令和6年度御杖村教育委員会の事務の管理及び 執行の状況に関する点検・評価について

御杖村教育委員会では第4次御杖村長期総合計画に基づいて、学校教育・社会教育及び社会体育・文化の振興のために、各分野において教育行政を推進しています。

このたび、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和6年度に御杖村教育委員会が実施した教育に関する事務事業の点検及び評価を行い、9月の定例議会に報告しましたので、内容の閲覧を希望される方は教育委員会事務局までご連絡ください。

☎0745-95-2004 (直通)

問 保健福祉課 ☎0745-95-2828 社会福祉協議会 ☎0745-95-2522

| 月                  | 火           | 水        | 木                          | 金                                                 | 土  | 日  |
|--------------------|-------------|----------|----------------------------|---------------------------------------------------|----|----|
|                    |             | 1        | 2                          | 3 ●筋力アップ教室<br>●編み物教室                              | 4  | 5  |
| 6                  | 7           | 8        | 9 ●ふれあい喫茶<br>●囲碁・将棋<br>交流会 | 10 ●心配ごと相談<br>●筋力アップ教室<br>●乳がん・子宮がん検診<br>★みつえっこ広場 | 11 | 12 |
| 13                 | 14          | 15 ●福祉大会 | 16                         | 17 ●筋力アップ教室                                       | 18 | 19 |
| 20                 | 21 ★みつえっこ広場 | 22       | 23 ●ふれあい喫茶<br>●健康麻雀        | 24 ●筋力アップ教室                                       | 25 | 26 |
| 27 ●乳がん・<br>子宮がん検診 | 28          | 29       | 30                         | 31 ●筋力アップ教室                                       |    |    |

保健、福祉、介護コーナー

| 項目       | 開催日および時間              | 自己負担金 | 開催場所        | 申込み | 問合せ先    |
|----------|-----------------------|-------|-------------|-----|---------|
| 編み物教室    | 10月 3日(金) 9:30～       | 無料    | 保健センター      | 不要  | 社会福祉協議会 |
| 囲碁・将棋交流会 | 10月 9日(木) 13:00～15:00 | 無料    | 保健センター      | 不要  | 社会福祉協議会 |
| 心配ごと相談   | 10月10日(金) 13:30～15:30 | 無料    | 桃俣多目的研修センター | 不要  | 保健福祉課   |
| 健康麻雀     | 10月23日(木) 13:00～15:00 | 無料    | 保健センター      | 不要  | 社会福祉協議会 |

令和7年10月 奈良県医師会が行う健康相談

お気軽にお問い合わせください。

| 相談の種類        | 日 時                   | 予約の可否        | 主催する部会等 |
|--------------|-----------------------|--------------|---------|
| 目の健康相談       | 10月14日(火) 14:00～15:00 | 必要           | 眼科医会    |
| 内科疾患に関する健康相談 | 10月24日(金) 14:00～15:00 | 必要(締切:10/22) | 内科部会    |
| 整形外科に関する健康相談 | 10月28日(火) 14:00～15:00 | 必要(締切:10/27) | 整形外科部会  |

〈場 所〉 奈良県医師会館1階 県民健康サービス室(近鉄大和八木駅から徒歩7分)

〈連絡先〉 奈良県医師会 TEL.0744-22-8502 FAX.0744-23-7796

筋力アップ教室の  
お知らせ

- 日 程 3日(金)、10日(金)、  
17日(金)、24日(金)、  
31日(金)
- 時 間 13:30～15:30
- 場 所 保健センター2階  
大広間
- 内 容 指導員による運動教室
- 持ち物 飲み物、タオル、  
室内用運動靴

★予約は不要です。

見学、途中参加、  
途中退場も可能なため、  
お気軽にご参加ください。

参加費  
無料

ふれあい喫茶のお知らせ

- 日 時 9日(木)、23日(木)  
9:30～14:30
- 場 所 保健センター1階  
ふれあいホール
- コーヒー1杯 200円 予約は  
不要  
です。
- 紅茶1杯 200円
- 内 容 村民の有志が集まり上  
記内容で活動しています。診療所  
やバスの待ち時間にちょっとホッと  
する場所として定着しています。  
みなさん、近くに寄ったときは是非  
お立ち寄りください。美味しいコー  
ヒーを淹れてお待ちしております。  
喫茶ボランティア一同

乳がん・子宮がん  
集団検診のお知らせ

乳がん検診・子宮がん検診の  
申し込みがお済みでない方は  
下記までお申込みください。

- 日 時 10月10日(金)・27日(月)  
13:30～16:00
- 場 所 山村開発センター
- 対 象  
乳がん検診……40歳以上の女性  
子宮がん検診……20歳以上の女性  
※ただし、いずれも昨年度  
受診されていない方に  
限ります

申 問 御杖村保健福祉課  
☎0745-95-2828



## 中和保健所がん患者サロン『すずらん』

がん患者サロンは、がん患者やその家族同士が悩みや不安を語り合うことができ、同じ体験をした仲間が集う場です。

**日時** 令和7年10月2日(木) 13:50~16:00(受付:13:30~)

**場所** 橿原総合庁舎 1階 会議室101(奈良県橿原市常磐町605-5)

**対象** 県内に居住されているがん患者や家族

**内容** ①講演会 テーマ:「腸活で免疫アップ!がん治療のむりなく  
食べる食生活のヒント~」

講師:認定栄養ケア・ステーション もぐエイル 辻本昌代 先生

②交流会 参加者相互の交流、情報交換

申込

奈良県中和保健所  
健康増進課 健康づくり推進係  
電話:0744-48-3034

FAX:0744-47-2315

オンラインでの  
お申し込みは  
こちらの  
QRコードから →



## 子ども・子育てコーナー

### みつえっこ広場(子育て支援)

〈日時・内容〉10月10日(金)

○お話会 楽しいお話や絵本を楽しもう!

10:00~10:30

○みつえっこ広場で遊ぼう!

10:00~11:00

〈場所〉御杖保育所内

遊戯室・みつえっこ広場の部屋

〈持ち物〉タオル・お茶・その他必要と思われるもの

〈対象〉保育所に入所されていない村内在住の  
小学校就学前のお子さんとその保護者の方

〈日時〉10月21日(火) 10:00~11:00

〈内容〉『ベビーマッサージをしてみよう!』

講師:大東 奈津子先生

〈持ち物〉バスタオル・ハンドタオル・お茶・  
その他必要と思われるもの

〈場所〉御杖保育所内

みつえっこ広場の部屋・遊戯室

〈対象〉保育所に入所されていない村内在住の  
小学校就学前のお子さんとその保護者の方



◎毎週月・木・金曜日の9時~12時までは、みつえっこ広場の部屋・園庭の開放をしていますので、気軽にご利用ください。

問 みつえっこ広場(御杖保育所内) ☎0745-95-3138

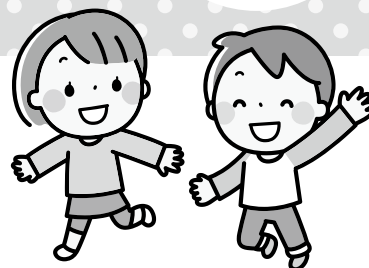
## 御杖保育所園庭開放について(土日・祝日)

御杖保育所では、「子どもたちの遊び場」を提供し、地域の子どもが気軽に集い、施設遊具を使って遊んだり、保護者の交流や子育ての情報交換の場として、土日・祝日の園庭の開放を実施しています。事前の申し込みなしで遊んでいただけます。

なお、園庭を利用される場合は、下記のルールを守って、ご利用ください。

### 園庭開放のお約束

- 遊具などは大切に使ってください。
- 遊び終わった後、遊具・玩具などは元の場所に片付けてください。
- 保育所建物(トイレ)の利用はできません。
- 必ず、保護者が付き添ってください。
- 防犯及び安全上、利用中・利用後の園庭入り口の施錠(チェーンロック)をお願いします。



対象

就学前の  
子どもと  
その保護者等

問 御杖保育所 ☎0745-95-2480

# 診療所だより

この記事を書いているのは8月末になるのですが、今年度のインフルエンザ、新型コロナワクチンについては昨年度と同じようにそれぞれ1回ずつ接種することとなりそうです。带状疱疹ワクチンのことも含めて、うまくスケジュールを立てましょう。

今回は上部消化管（食道、胃、十二指腸）の話です。ご存じの通り、食事は口から入り、喉を通り食道、胃、十二指腸を経て下部消化管（小腸、大腸）に入っていきます。

当院でもっともよく遭遇する消化管の病気は逆流性食道炎だと思います。これは食べすぎや刺激物が多いことでの胃酸過多や腰の曲がり、肥満などでお腹を圧迫する、あるいは食後すぐに横になるなどで胃酸が食道に逆流することにより、胸やけ、胸の灼熱感、むかむか、口の中の酸っぱさなどを感じる病気です。刺激物を避ける、食後すぐに横にならないことで回避できることもあります。症状が繰り返す場合にはH2ブロッカー（ファモチジン）や、プロトンポンプインヒビター（タケキャブ®、ランソプラゾール、エソメプラゾール）という薬を使用します。また胃では胃炎、胃潰瘍、十二指腸では十二指腸炎、十二指腸潰瘍に同じようなお薬を使用します。

これらの治療については一般的には4〜8週間薬を飲んで改善すれば治療は終了です。しかし、薬

を終了した後に繰り返す場合は、長く服用する場合もあります。ただ長く飲めば飲むほど大腸粘膜の萎縮での下痢や骨髓造血機能の障害に繋がることもありますので、お腹の調子を観察することや、定期的な血液検査を受けましょう。

さて消化管という臓器が難しいのはここからです。消化管は中が空っぽの管腔臓器であり、肝臓や腎臓などのように中が細胞などで埋め尽くされている実質臓器とは違います。何が違うかというと、肝臓や腎臓であればCTやエコー検査で病変を探ることが出来ます。しかし、胃や大腸となると実際に胃カメラ（内視鏡検査）などで中を覗いてみないとわからないことも多いのです。胃炎かと思って胃カメラをせずに様子を見ていたが改善しなかったので胃カメラしてみたところ、“がん”だったという事も稀にあります。ですので、胃痛、胃もたれなどの症状が長く続く場合や、黒い便が出る、痩せてきた、口から血が出た場合などは早めに相談してください。

最近の胃カメラは太分と細く、受ける側も楽になってきたかと思います。当院では現在、火曜日の午前、毎月最終水曜日（年末を除く）に胃カメラの予約を受け付けております。気になる症状がありましたら、お気軽にご相談ください！



## お知らせ

◎木曜日の午前は整形外科診療あり

◎月曜日・火曜日・木曜日は午後の診察あり

※月末の水曜日の午前は検査日（投薬・急患のみ）  
令和7年10月の検査日は  
**10月29日水曜日**

御杖村国民健康保険診療所  
☎0745-95-6010

## 診察時間

《午前診療受付》9時〜11時まで 《午後診療受付》14時〜16時まで  
《発熱外来》内科診察のあるとき（事前に電話で連絡をお願いします。）

| ○…竹田先生 ○(代診)…赤羽先生 ●…川上先生 |                                                  |       |                                                                                                    |    |     |
|--------------------------|--------------------------------------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----|
|                          | 月                                                | 火     | 水                                                                                                  | 木  | 金   |
| 午前                       | ○                                                | ○(代診) | ○※                                                                                                 | ○● | ○   |
| 午後                       | ○                                                | ○     | 往診等                                                                                                | ○  | 往診等 |
| 休診日                      | 土曜日・日曜日・祝日・年末年始<br>その他、都合により休診となる場合がありますがご了承下さい。 |       |                                                                                                    |    |     |
| 投薬                       | 投薬の受付・お渡しは診察時間内にお願<br>いいたします。                    |       | 月曜日 9:00〜16:00<br>火曜日 9:00〜16:00<br>水曜日 9:00〜13:00 ※午後往診<br>木曜日 9:00〜16:00<br>金曜日 9:00〜13:00 ※午後往診 |    |     |

今年度より、経鼻インフルエンザワクチンの接種が可能となりました

※詳細については20ページを参照してください。

# 「ふれあい日帰りツアー」参加者募集について

御杖村社会福祉協議会からマイクロバスで行く日帰りツアーの第3弾のお知らせです。  
普段、自家用車がないと出かけられない村外へお食事会を通じた交流をして頂ければと考えております。参加を希望される方は、下記の詳細をご確認いただき社協までご連絡ください。  
なお、応募者多数の場合は「初めて参加される方」、「前回参加者多数で断った方」、「前回の参加から期間が空いている方」を優先とさせていただきます。



**日 程** 令和7年11月18日（火） 11：30～14：30（予定）

**定 員** マイクロバスの乗車人数の都合上 **15名**までとします。

**申込み方法** 社協（☎0745-95-2522）までご連絡ください。  
受付は10月1日（水）～17日（金）9：00～17：00まで（土日祝を除く）  
※多数の申込みがあった場合は抽選といたします。

**参 加 費** 1,000 円 当日に集金いたします。出来るだけおつりの無いようご準備の程お願い致します。

**内 容** 交流（お食事等）樫原・桜井方面

**対 象 者** 以下の条件に該当する方

- ①御杖村に住所があり、65歳以上で日中独居あるいは高齢夫婦のみになる世帯。
- ②原則、車の乗降や自宅付近から会場までの移動が自立している方。

**案 内** 参加希望者に改めて当日の乗車時間・場所・スケジュールなど詳細を記載した「旅のしおり」を送付いたします。

## 赤い羽根共同募金運動

が10月1日から始まります！

奈良県共同募金運動  
テーマ

つながりをたやさず  
支えあう社会づくり



共同募金は、「赤い羽根」をシンボルとする「たすけあい」の活動で、毎年10月1日から翌年3月31日まで全国一斉に実施されております。昨年度、本村では196,296円のご寄付を賜りました。

昨年度の募金は、令和7年に実施される県内及び本村における「地域福祉の推進」を目的とした高齢者や障がい者等の福祉活動をはじめ、地域で福祉課題に取り組むボランティア活動等に助成されます。

このようにお寄せいただきました募金は、皆様自身のまちをよくする活動に使われます。つきましては、今年も各組長さん協力のもと一戸あたり300円を目標に皆様の温かいご寄付（募金）のご支援・ご協力をよろしくお願い致します。

## 第12回特別弔慰金請求期限のご案内

役場保健福祉課では現在、戦没者等の遺族に対する第12回特別弔慰金（額面27万5千円、5年償還の記名国債）の請求を受け付けています。

請求期限は令和10年3月31日までとなり、期限を過ぎると、第12回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、前回受給者の方はお早めにご請求ください。

必要書類や受給権利があるか等の相談は、役場保健福祉課までお問い合わせください。

なお、村外在住の方が請求する場合は、お住まいの役所で請求手続きをしなければなりません。



支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

- ①令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- ②戦没者等の子
- ③戦没者等の死亡当時に生計関係を有していた、戦没者等と氏を同じくする  
(1) 父母 (2) 孫 (3) 祖父母 (4) 兄弟姉妹
- ④上記③以外の  
(1) 父母 (2) 孫 (3) 祖父母 (4) 兄弟姉妹
- ⑤上記①～④以外で、戦没者等の死亡当時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた三親等内の親族（甥、姪等）

問 御杖村保健福祉課  
☎0745-95-2828

学校が変われば 地域が変わる  
地域が変われば 子どもが変わる  
子どもが変われば 未来が変わる

# 地域学校パートナーシップだより No.10

## ーみんなで支える学校 みんなで育てる子どもー

御杖村地域学校パートナーシップ事業は、地域と学校が協働して、未来を担う子どもたちの成長を支える取り組みです。  
令和7年度前半も、たくさんの方々に、さまざまな形でご協力いただきました。活動の一部をご紹介します。

ふるさとでの学びを活かし  
新しい時代を切り拓く  
心豊かな子どもを育てていくことを  
目指しています。



### 小学校・中学校などでの活動

御杖小学校・中学校では、地域のみなさまのご協力のもと、御杖の自然や文化、伝統や歴史などを学ぶ「生活科」、「ふるさと学習」や「WAKU²タイム（総合学習）」の授業を行っています。  
また、小学生を対象にした学校支援ボランティアのかたによる読み聞かせ「お話のとびら」や放課後児童一時預かり事業との連携、行事の準備手伝いなどの活動も行われています。



#### 御杖小学校での活動

##### 【御杖の地域と生活】1、2年生

道の駅「伊勢本街道御杖」、みつえ温泉 姫石の湯、御杖村役場、(株)徳田林産、さかぐち商店さんへ見学に行きました。



小学校  
生活科  
ふるさと学習

##### 【ふるさとのこんにやくについて】 3、4年生

桃俣農産物加工所でこんにやくをつくる工程を見学しました。



##### 【御杖村の魅力について】5、6年生

御杖の魅力は「川の水、山の木、食べ物、虫、ラッパいちょう」。



##### 【お話のとびら】1～6年生

毎月1回火曜日の朝に読み聞かせをしていただいています。



本の読み聞かせ  
お話のとびら

## 御杖中学校での活動

### 【自然について】自然・環境班

伊勢湾台風について、御杖村での被害のお話を聞きました。



### 【御杖村村史】歴史・文化班

村の伝承について、各地区ごとのお話を聞きました。



中学校  
WAKUタイム  
歴史文化班

中学校  
WAKUタイム  
自然環境班

## 夏休みの活動

### 【社会福祉協議会との交流会】

午前中は大阪関西万博の映像を見せただき、午後はカプラをして遊びました。  
昼食はみつえ街道くらぶさんにお手伝いいただきました。



### 【パネルシアター】

社会福祉協議会との交流会の中で、パネルを使った人形劇をしていただきました。



### 【保育所との交流会】

一時預かりに来ている小学生が保育所を訪問し、ゴム鉄砲や紙飛行機づくりなどをして遊びました。



### 【レジンづくり】

レジンを使ったキーホルダーを作りました。



### 【奈良県立大学生との交流会】

奈良県立大学生と一緒にスーパーボールづくりやシャボン玉で遊びました。



**放課後子ども教室** 長期休業期間中に、放課後児童一時預かり事業と連携して行っています。【小学生対象】

**地域未来塾** 自主学習習慣の定着を目標に、部活動のない水曜日を中心に自主学習支援を行っています。【中学生対象】

ご  
寄  
付

放課後児童一時預かり室へ  
ご寄付をいただきました。  
有効に活用させていただいて  
おります。  
ありがとうございました。



## 「学校支援ボランティア」及び 「地域未来塾学習支援員」登録者募集中!

子どもたちの学びに皆様のご経験、技術、お時間やお力をお貸しいただける方を随時募集しております。

問合せ  
申込み

御杖村学校協働実行委員会  
(教育委員会事務局)  
☎0745-95-2004

編  
集  
後  
記

今年度もたくさんの方々にご協力いただいております。

皆様のお力添えが子どもたちに届き、キラキラとした笑顔で過ごしている光景を眼にすると感謝の気持ちでいっぱいです。

引き続き、子どもたちへのご支援をどうぞ宜しくお願いいたします。

<御杖村学校協働実行委員会事務局>



# あなたの家庭のぬくもりを子どもたちに！

10月には「里親月間」です。里親とは、様々な事情から保護者と離れて生活する必要のある子どもたちを、家庭に迎え入れて養育する家庭のことです。奈良県では350名を超える子どもが、施設や里親家庭で生活する必要があり、里親養育の担い手を募集しています。

「里親センターなら」では、子どもたちを取り巻く現状や里親制度に関しての無料の説明会（里セツ）を毎月開催しております。

「里親」という家族のカタチ、まずは知ることから始めてみませんか？



**問** 社会福祉法人天理 里親センターなら（天理市別所町 715-3） ☎0743-85-5567

メール：foster-support@welfaretenri.com ホームページ：https://nara-satooya.com/

## てんいち先生



## 第47回 御杖村社会福祉大会

**日時** 10月15日（水）

- 12時30分 受付開始
- 13時 式典開始（表彰式等）
- 13時30分 式典終了
- 13時40分 涙と笑いの大衆演劇【やまと座】
- 15時30分 終了



**場所** 御杖村保健センター2階大広間

- 一般の方は、13時30分までは、式典のため会場に入場できません。
- 昼食は済ませ、できる限り乗り合わせでお越しください。

**問** 御杖村社会福祉協議会 ☎95-2522

## 古着・古布を回収します

ごみ減量化施策として、古着・古布を回収します。

**受付日時** 令和7年10月12日（日）～令和7年10月18日（土）  
（日・祝含む）午前9時から午後5時まで

**受付場所** 御杖村開発センター大ホール

回収出来ない品目もございますので、下記をご確認ください。

**回収出来ないもの** ふとん類、枕、ぬいぐるみ、カーテン、カーペット、靴、カバン、濡れた衣類、汚れた衣類、縫製裁断くず

ごみの減量化にご協力をお願いします。

**問** 住民生活課 ☎0745-95-2001

## 浄化槽は維持管理が必要です

下水道と同程度の汚水処理性能を持つ合併処理浄化槽の構造は建築基準法で定められており、正しい使い方と適正な維持管理を行えば、本来の機能を十分に発揮することができます。

しかし、使い方を誤ったり、維持管理を行わないと、放流水の水質が悪化したり、悪臭が発生してしまうことになり、逆に生活環境を悪くする原因となってしまいます。

浄化槽法では、浄化槽の所有者などを「浄化槽管理者」と定め、次のような義務を課しています。

- ① 浄化槽の保守点検と清掃を、毎年、法律で定められた回数を行い、その記録を3年間保存しなければならない。ただし、保守点検や清掃を資格のある業者に委託することができる。
- ② 指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。これには、浄化槽設置後一定期間に行う検査（7条検査）と毎年行う検査（11条検査）の2種類の検査がある。

## 浄化槽の保守点検について

浄化槽の「保守点検」では、合併浄化槽のいろいろな装置が正しく働いているか点検し、装置や機械の調整・修理・汚泥の状況を確認し、通常実施される年1回の清掃以外に必要な汚泥の引き抜きや清掃時期の判定、消毒剤の補充といったことを行います。

家庭用の小型合併浄化槽では4ヶ月に1回（処理対象人員が2人以上のものは3ヶ月に1回）以上行うよう定められています。

保守点検は、浄化槽清掃、汚泥、し尿くみ取りと密接に関係しています。

村では、生活排水処理対策として、浄化槽汚泥・し尿くみ取り業務を下記業者へ委託しています。浄化槽汚泥・し尿のくみ取りが必要な方は下記へ連絡して下さい。

- |           |                    |               |
|-----------|--------------------|---------------|
| ・ 東和清掃社   | 御杖村大字菅野 3104 番地の 2 | ☎0745-95-2659 |
| ・ 宇陀清掃（株） | 宇陀市榛原長峯 718 番地     | ☎0745-82-1093 |

## 浄化槽の法定検査について

浄化槽法では、浄化槽管理者は「水質に関する検査」を受けなければならないことになっています。浄化槽が適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に発揮されているかどうかを、この法定検査で確認するわけですから、大変重要な検査です。

これらの検査は「浄化槽法」で定められていることから、法定検査と呼びますが、浄化槽を使い始めて3ヶ月経過してから5ヶ月以内に行う「設置後の水質検査」（7条検査）と、その後、毎年1回定期的に行う「定期検査」（11条検査）があります。

この法定検査は浄化槽設置届提出以降、奈良県環境保全協会から自動的に訪問を受け検査を実施することになりますが、留守であったり、無届の浄化槽の場合は未検査となります。検査を依頼しない場合は都道府県知事から勧告を受け、それに従わなければ過料に処せられます。

法定検査を受けておられない方は、必ず奈良県環境保全協会へ依頼して下さい。

- |             |              |               |
|-------------|--------------|---------------|
| ・ 奈良県環境保全協会 | 大和高田市大中 18-4 | ☎0745-22-5161 |
|-------------|--------------|---------------|

# 家屋調査にご協力ください



固定資産税は、毎年1月1日現在、土地・家屋・償却資産を所有している人が納める税金です。正しい税額で、公平に税をご負担いただくために、あなたが所有する固定資産に異動がありましたらお届けください。

### 家屋調査の実施について

令和7年1月2日から令和8年1月1日に新築された家屋は、令和8年度より固定資産税が課税され、増築された場合もその部分が対象になります。

そのため、村では登記や届出等を基に、職員による家屋調査を実施しております。

家屋の完成確認後、お手紙またはお電話にて調査日時をお約束させていただいたうえ、固定資産評価補助員証を携行した職員がお伺いします。

また、家屋を取り壊された際にも、職員が現地確認の調査をさせていただきます。

これらの調査は固定資産税額を算出するための重要な調査ですので、皆様のご協力をお願いします。

### 家屋調査の対象は

家屋とは、住宅以外にも店舗、工場、車庫、物置等も該当します。対象期間中に新築された方（令和7年以前建築で未調査の建物も含みます）や、家屋を増改築された方はご連絡ください。

今回紹介したものは、あくまでも基本的な要件であり、その他の要件が必要となる場合もあります。

### 未登記家屋の所有権移転、及び家屋の取り壊しについて

登記されている建物の所有権移転等については、法務局から村への通知で把握できますが、未登記建築物の所有権移転や家屋の滅失など異動があった場合、市町村では把握できず固定資産税が誤って課税されることになりかねません。

未登記建築物の所有権移転や家屋の取り壊しをされた場合は、速やかに「未登記家屋納税義務者移転申告書」や「家屋滅失届」を提出されるようお願いいたします。

### 新築住宅の減額措置について

新築された住宅で次の要件を満たす場合、新たに課税される年度から3年度分（長期優良住宅は5年度分）、1戸あたり120㎡までに相当する固定資産税額の2分の1が減額されます。

- ① 御杖村内に生活の拠点を置くことを目的として建てられた居宅である。
  - ② 延べ床面積が50㎡以上280㎡以下である。
- ただし、新築住宅の減額措置を受けるためには新築軽減申請書の提出が必要です。

詳しい内容のお問い合わせは **問 住民生活課** ☎0745-95-2001（内線118）

# 農地を貸したい方借りたい方を募集!!

なら担い手・農地サポートセンターでは、農地を貸したい方、借りたい方を募集しています。

- 「高齢で耕作できなくなった農地を誰かに管理してほしい。」
- 「農地を相続したけど農業をしないので、誰かに貸したい。」

または、

- 「経営する農地を拡大したいので農地を借りたい。」
- 「新規に農業を始めるので農地を借りたい。」

など、お考えの方は、なら担い手・農地サポートセンターへご相談ください。

高齢なので  
誰かに畑を  
作ってほしいな。



農地を借りて  
規模拡大  
したいな!



募集  
期間

出し手（貸したい方）：随時受付

受け手（借りたい方）：随時受付

対象農地：市街化区域以外の区域にある農地

※センターが農地を借り受ける条件は、農地として利用が困難でないこと、十分な受け手が見込めることです。

## 農地中間管理事業で農地を貸借するまでの流れ

- ①農地の貸付希望申込み  
③農地の貸借



農地の出し手

出し手から農地を  
センターが借り受け

貸借契約

- ② マッチング



なら担い手・農地  
サポートセンター  
(農地中間管理機構)

受け手に農地を  
センターから貸し付け

貸借契約

- ①農地の借受希望申込み  
③農地の貸借



農地の受け手

お問  
合せ先

(農地中間管理機構) 公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンター 〒634-0065 奈良県橿原市畝傍町53番地  
☎0744-21-5020 FAX: 0744-29-8125 HP: <http://www.nara-ninanou.sakura.ne.jp/>

なら担い手・農地サポートセンターは法律に基づき県知事の指定を受けた公的機関ですので、安心してご利用ください。

# いざ、国勢調査!



5年に一度、全員参加の統計調査



## 国勢調査 2025



調査期日

10.1 水

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

国勢調査2025

検索



総務省統計局・都道府県・市区町村

# 駐在所だより

桜井警察署  
宇陀警察庁舎  
☎0744-46-0110  
☎0745-82-0110

令和7年  
10月号



## 全国地域安全運動が実施されます

### 〈令和7年全国地域安全運動の概要〉

- 期 間** 令和7年10月11日（土）から20日（月）までの間
- 運動重点**
- ①特殊詐欺・SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止
  - ②子供と女性の犯罪被害防止（全国重点）
  - ③住宅を始めとした侵入窃盗の被害防止（奈良県重点）
  - ④自転車盗の被害防止（奈良県重点）

### 〈全国地域安全運動奈良県民大会について〉

- 開催日時** 令和7年10月8日（水）午後1時30分から
- 場 所** 奈良県生駒郡斑鳩町興留10-6-43  
いかるがホール

御杖駐在所連絡協議会（会長 平田明利）では、令和7年10月13日（月・スポーツの日）「ザ!雑巾ダッシュ!! 2025in みつえ」会場において啓発活動を実施します。  
是非、お立ち寄りください。



## 「+」で始まる電話番号から電話がかかってきていませんか？

「+」ではじまる番号は国際電話

今、詐欺にめちゃくちゃ利用されてます

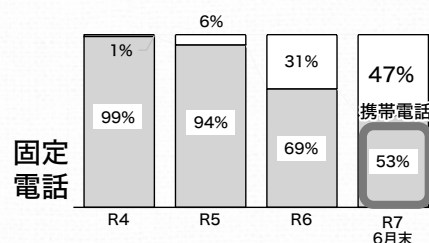
詐欺電話の半数以上が【固定電話】にかかっています。

引き続き、固定電話への国際電話からの着信休止が無料で申し込みます。

普段、固定電話で国際電話を利用しないご家庭については、着信を止めることで詐欺被害に遭うリスクが大幅に減少します。

申込を希望される方は、宇陀警察庁舎（☎0745-82-0110）まで連絡いただければ駐在所から申込用紙をお届けします。

まずは、海外からの電話がかからないようにしましょう。



## 桜井警察署からのお知らせ

令和7年10月31日17時15分から、県下交番・駐在所の電話を集約し警察署で対応します。

交番・駐在所にご用の際は、

**桜井警察署 ☎0744-46-0110**

への電話をお願いします！

交番・駐在所が不在時に加入電話に対応出来ない場合が多いこと等が理由です。

これまで通り、事件や事故が発生するなど、緊急な連絡が必要な場合は、**110番**に連絡してください。



# 令和7年度 インフルエンザ・新型コロナウイルス予防接種の助成について

|                      | 新型コロナワクチン(定期接種)                                                                                                                                                                                                            | 高齢者インフルエンザ(定期接種)                                                                                                                                                                                                           | 小児インフルエンザ(任意接種)                                                                                                                                                            |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 接種期間                 | 令和7年10月1日～令和8年1月31日                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                            |
| 対象者                  | 接種日に御杖村に住民票がある<br>1) 満65歳以上の方<br>2) 60～64歳の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能障害のある方<br>(身体障害1級程度)                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                            | 接種日に御杖村に住民票がある<br>6ヶ月～18歳に達する日以後の<br>最初の3月31日までの間にある方                                                                                                                      |
| 自己負担金                | 4,500円                                                                                                                                                                                                                     | 1,500円                                                                                                                                                                                                                     | 注射による接種: 無料<br>経鼻接種: 7,000円を除いた額                                                                                                                                           |
| 助成額と助成回数             | 自己負担金4,500円を除いた額<br>(年度内に1回)                                                                                                                                                                                               | 自己負担金1,500円を除いた額<br>(年度内に1回)                                                                                                                                                                                               | 注射: 接種費用の全額を助成<br>(13歳未満の方: 2回)<br>(13歳以上の方: 1回)<br>経鼻: 上限7,000円<br>(2歳以上の方: 1回)                                                                                           |
| 助成方法<br>(医療機関によって違う) | ① 御杖村・曾爾村・宇陀市の医療機関で受ける方<br>医療機関で自己負担金4,500円をお支払いください。<br>② 上記①以外の奈良県内で受ける方<br>受診する前に保健福祉課で「予防接種依頼書」と「問診票」を受け取り、4,500円を支払ってください。<br>③ 県外で受ける方<br>医療機関で全額お支払いください。後日、保健福祉課で償還手続きしてください。(任意接種)<br>→下記の「*償還払い申請について」を参照してください。 | ① 御杖村・曾爾村・宇陀市の医療機関で受ける方<br>医療機関で自己負担金1,500円をお支払いください。<br>② 上記①以外の奈良県内で受ける方<br>受診する前に保健福祉課で「予防接種依頼書」と「問診票」を受け取り、1,500円を支払ってください。<br>③ 県外で受ける方<br>医療機関で全額お支払いください。後日、保健福祉課で償還手続きしてください。(任意接種)<br>→下記の「*償還払い申請について」を参照してください。 | ① 御杖村国保診療所で受ける方<br>(経鼻接種の場合)<br>上記助成額7,000円を引いた費用を医療機関でお支払いください。<br>② 上記①以外で受ける方<br>(注射接種・経鼻接種両方)<br>医療機関で全額お支払いください。後日、保健福祉課で償還手続きをしてください。<br>→下記の「*償還払い申請について」を参照してください。 |
| 申し込み方法               | 希望する医療機関に直接、予約してください。                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                            |
| *償還払い申請について          | <div> <div>手続きに必要なもの</div> <div> 1) 領収書(新型コロナワクチン・インフルエンザの予防接種をしたことが分かるもの)<br/>2) 接種者名・接種日・接種医療機関が確認できるもの(接種済み証明書、問診票のコピー等)<br/>3) 振込先の口座番号の控え<br/>4) 印鑑 </div> </div> <p>*申請窓口: 保健福祉課 ☎95-2828    *提出期限: 令和8年2月末日</p>     |                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                            |

## 野焼きは火災の原因になります！



### ○野焼きに関する警戒と注意喚起

奈良県広域消防組合において、焼却行為(野焼きに起因)及び火災(原因不明火、直射日光を受けての発火事案)が多発しています。

また、屋外にスプレー缶などを放置すると火災につながる危険があります。

屋外での焼却行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、一部例外を除き禁止されています。なお、例外行為であった場合でも、当組合の火災予防条例において、火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為は届け出なければならないことが規定されています。



### 安全のために、次のことを守りましょう。

- 例外として焼却する場合であっても、消火用具を確実に準備する。
- 乾燥注意報、強風注意報等の発表時は、焼却行為をしない。
- 一度に多量、広範囲の焼却は、延焼拡大の危険があるので避ける。
- 焼却行為中は、その場を離れない。
- その場を離れるときは、火が完全に消えたことを確認する。

「少しだけだから大丈夫」「毎年やってるから平気」の油断が、大切な家や人命を奪う火災につながる可能性があります。  
一人ひとりが心がけ、地域の安全を守りましょう。

☎ 奈良県広域消防組合 宇陀消防署 予防課 ☎0745-82-3199

# 自衛官等募集案内



| 種 目                   |    | 資 格                                                                                           | 受付期間                | 試 験 日                                |
|-----------------------|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|--------------------------------------|
| 自衛官候補生                |    | 18歳以上33歳未満の者                                                                                  | 随時                  | 受付時にお知らせします。                         |
| 一般曹候補生                |    | 18歳以上33歳未満の者                                                                                  | 9月16日～11月21日        | 1次:11月29日～12月4日<br>2次:令和8年1月6日～13日   |
| 防衛大学校学生<br>(一般)       |    | 高卒(見込含)<br>21歳未満の男女                                                                           | 7月1日～10月16日         | 1次:11月1日<br>2次:11月29日～12月3日          |
| 陸上自衛隊<br>高等工科<br>学校生徒 | 推薦 | 男子中卒(見込含)で、17歳<br>未満の成績優秀且つ生徒会<br>活動等に顕著な実績を納<br>め、学校長が推薦できる者                                 | 10月1日～11月28日        | 令和8年1月10日～12日                        |
|                       | 一般 | 中卒(見込含)<br>17歳未満の男子                                                                           | 10月1日～<br>令和8年1月15日 | 1次:令和8年1月24日・25日<br>2次:令和8年2月12日～15日 |
| 自衛隊奨学生                |    | 大学、大学院、高等専門学<br>校等で理学、工学、文学又<br>は法学を専攻しており、正規<br>の課程を修了する年の4月<br>1日現在で26歳未満(大学<br>院在学者は28歳未満) | 12月1日～<br>令和8年1月30日 | 令和8年2月21日                            |

詳しくは、自衛隊天理募集案内所までお問い合わせください。☎0743-63-2540

〈ホームページ〉 <https://www.mod.go.jp/pco/nara> 〈e-mail〉 [tenrisyo01@rct.gsdf.mod.go.jp](mailto:tenrisyo01@rct.gsdf.mod.go.jp)

## 「ハローワーク障がい者就職面接会」のごあんない

ハローワークでは、就職を希望する障害のある方を対象とした就職面接会を開催します。

面接会に参加希望の方は、事前にハローワークでの求職登録・職業相談・紹介状の発行が必要です。

会場での面接人数に達した場合は、応募締切となりますので、応募を希望される方はお早目に最寄りのハローワークで相談の上、必ず面接時間の予約をしてください。また、面接会当日は、履歴書及びハローワークの紹介状を持参ください。

なお、参加企業などの情報については、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

### お問い合わせ先

■奈良公共職業安定所 専門相談第2部門  
☎0742-36-1601 (43#)

■大和高田公共職業安定所 専門相談部門  
☎0745-52-5801 (43#)

■桜井公共職業安定所 求人・専門相談部門  
☎0744-45-0112

■下市公共職業安定所 求人・職業相談部門  
☎0747-52-3867

■大和郡山公共職業安定所 求人・専門相談部門  
☎0743-52-4355



**北和会場**  
日時: 令和7年10月23日(木) 13:00～15:30  
場所: 奈良県コンベンションセンター  
(奈良市三条大路1丁目691-1)

**中南和会場**  
日時: 令和7年10月30日(木) 13:00～15:30  
場所: 奈良県産業会館  
(大和高田市幸町2番33号)

## 「奈良県労働委員会 セミナー」を 開催します!



奈良県労働委員会では、労働委員会や関係機関等についての理解を深め、利用促進を図ることを目的として、「奈良県労働委員会セミナー」を開催します。

今年度は「ジョブ型雇用」の名付け親である濱口桂一郎氏をお招きして、「ジョブ型雇用と賃金制度」についてご講演いただきます。

**日 時** 令和7年10月30日(木)  
13時30分～16時00分

**場 所** 奈良商工会議所会館大ホール  
(奈良市西大寺南町8番33号)

**定 員** 100名(事前申込制/先着順)

**内 容** 講演「ジョブ型雇用と賃金制度」  
濱口 桂一郎 氏  
(独立行政法人労働政策研究・研修機構労働政策研究所長)

**費 用** 無料

**申込み** 労働委員会事務局HP ([www.pref.nara.jp/63439.htm](http://www.pref.nara.jp/63439.htm)) をご確認ください。

# ふるさと納税の返礼品協力事業者を募集しています！

村では、ふるさと納税寄附者への返礼品とする「商品やサービス」提供にご協力いただける事業者を募集しています。

※なお、返礼品手配や寄附者情報の管理、苦情対応に万全を期すため、ふるさと納税業務の一部を指定業者に委託しています。

**あなたの商品、  
ふるさと納税でも  
出してみませんか？**

## 目 的

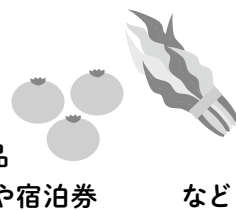
- 村の魅力発信
- 地元商品のPR及び販路拡大による地域産業の活性化

## 返礼品として出品可能な品について

村内で生産・製造・加工・サービスの提供が行われているもの、  
又は村内の原材料を主で使用しているもの  
※総務省の定める地場産品基準に該当する必要有

## 例えば…

- 村内産のお米や野菜、果物
- 村内で製作された工芸品やハンドメイド品
- 村内で調理や加工された商品
- 原材料の主要な部分が村内で生産された商品
- 村内で行う農業や観光等の体験、お食事券や宿泊券



など

## 出品にあたって

- 事業者登録・商品登録の書類作成が簡単  
主に委託業者が行います。
- 簡単登録、簡単出荷が可能  
サイトへの商品掲載は村・委託業者にて行います。事業者の方にしていただく作業は、商品の作成・梱包のみです。
- 初期費用や月額費用は0円  
村のHPや寄附受付サイト（楽天 等）への掲載登録料や月額費用は不要です。
- 商品のニーズにあった登録が可能  
個体差のある物や規格外の商品も出品できます。期間の設定や在庫調整も柔軟に対応します。

## 【募集期間】

随時募集中。年末にかけて寄附額が伸びてきます。登録から出品まで時間がかかるため、この機会にぜひご検討ください。



ご興味がある方は、まずはむらづくり振興課までお気軽にお問い合わせください。

**問** むらづくり振興課 ☎0745-95-2001

# 令和6年度 ふるさと納税実績報告

令和6年度における御杖村ふるさと納税の寄附実績と、「ふるさとづくり基金」として寄附金を積み立て、活用した事業を公表します。

## 令和6年度寄附金

合計額 16,508,400円

- ①心癒される豊かな自然を守り再生に資する事業 ..... 4,673,400円
- ②教育の推進並びに文化の保全及び育成に関する事業 ..... 4,596,800円
- ③災害等、防災対策に関する事業 ..... 1,818,000円
- ④その他目的の達成のために資する事業 ..... 5,420,200円

## 返礼品の分類別寄附ランキング

| 順位 | 分類  |
|----|-----|
| 1  | お米  |
| 2  | 衣類  |
| 3  | 木工品 |

| 順位 | 分類   |
|----|------|
| 4  | コーヒー |
| 5  | お肉   |

## 令和6年度基金活用実績

- 中山間集落支援交付事業（目的事業の番号①） ..... 3,920,000円
- 再エネ計画策定業務（目的事業の番号①） ..... 2,540,000円
- 防災マニュアル改訂業務（目的事業の番号③） ..... 1,290,000円
- 防犯カメラの設置業務（目的事業の番号④） ..... 5,060,000円

## 令和6年度末基金の残高

合計額 66,808,442円

- ①心癒される豊かな自然を守り再生に資する事業 ..... 31,376,216円
- ②教育の推進並びに文化の保全及び育成に関する事業 ..... 7,747,497円
- ③災害等、防災対策に関する事業 ..... 8,441,857円
- ④その他目的の達成のために資する事業 ..... 19,242,872円



積み立てた寄附金は、今後も本村の事業に有効活用いたします。  
過去の寄附実績等については、御杖村ホームページからご覧いただけます。



# 御杖小・中学校 開放図書館だより

読者からの  
おすすめの一冊



カフネ

●著者／阿部暁子

最愛の弟が急死し、姉の野宮薫子が遺志に従い、弟の元恋人小野寺せつなと会うところから物語は始まります。疲労がたたり、その場で倒れてしまった薫子に振る舞われたのは、せつなの優しい手料理でした。そんな薫子にせつなは、家事代行サービス「カフネ」の仕事を手伝わないかと提案します。食べることは生きること。二人の「家事代行」が、出会う人々の暮らしを整え、心を救っていきます。

最後は思いもよらない結末に涙が溢れ、心揺さぶられる、そして全ての人の幸せを願う、私の大切な一冊になりました。最近、本を読まず映像で見る事も多くなりましたが、本ならではの美しい表現にも、ハッとさせられます。そして、本に出てくる美味しそうな料理も、大切な人のために作ってみたいくなります。本屋大賞にも選ばれたおススメの一冊です！ぜひ読んでみて下さい！！

この本を読んだ人 | ペンネーム／しましまバンビ

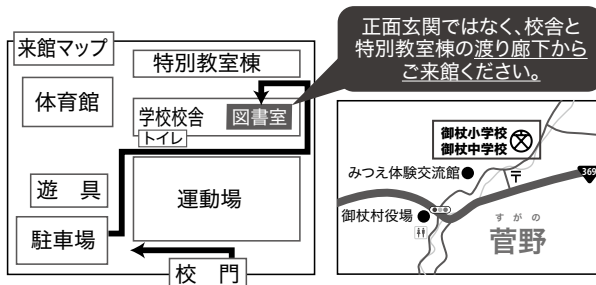
読者のみなさまの  
「おすすめの一冊」を  
募集しています。

## あなたの大好きな本を紹介してください！

御杖小・中学校図書館に記入用紙を置いています。  
書いていただいた文章は、図書館に掲示したり、  
広報みつえの「図書館だより」に掲載させていただくことがあります。

## 御杖小・中学校開放図書館利用案内

場 所 御杖小・中学校図書室(1階)  
開 放 日 時 毎週土曜日 13:00～17:00まで  
貸出冊数(期間) 1人5冊まで(4週間以内)  
小学校・中学校の蔵書も借り  
ることができます。  
リ ク エ ス ト 読みたい本が書架に見あた  
らないときは、予約リクエスト  
カードに記入して下さい。



※10月4日の開放図書館は体育大会の為休館します。 ※11月15日の開放図書館は学習発表会の為休館します。

## 新刊紹介

村民のみなさまからリクエストしていただいた本が新しく図書館に入りました！

- 少年とクスノキ
- 私の幸せな結婚9
- 非認知能力の育て方
- 乙女の本棚 蜜柑
- パンどろぼうとりんご仮面
- おすしがあるひたびにでた 他23冊

# 姫石の湯



営業時間

11:00~20:00  
(19:30受付終了)

☎0745-95-2641

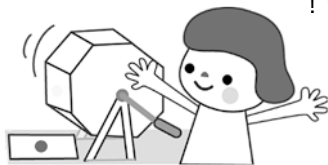
秋の実りに感謝して

今年も収穫祭を開催します。

日時

10月19日(日)  
10時~15時(予定)

イベント内容につきましては、HP・インスタグラムに掲載、掲示いたします。みなさまに喜んでいただける内容を協議中です。お楽しみに!!



## 特別風呂

毎週月曜日は特別風呂の日! 香り豊かな露天風呂をお楽しみください。  
10月は美肌酵素のお風呂 洗浄効果の高い酵素成分(パン

## 風呂の日

毎月26日は『風呂の日』  
大人料金でご入浴いただいたお客様対象とし、ポイントを2倍押印します!  
10月は26日(日)です。



クレアチン®を配合したお風呂。華やかなローズの香りで気分を明るく!

ポイント  
2倍



お電話でお問合せが可能です!  
みつえ青少年旅行村に遊びに来ませんか?

大変好評をいただいております。みつえ青少年旅行村は、基本、予約サイト「なつぷ」による完全予約制でございますが、ご予約に空きがある場合は、お電話でも受付させていただきますので、ご利用日が決まれば一度、みつえ青少年旅行村へ、お電話にてお問い合わせください。  
BBQサイトや、あまごつかみご利用プランなどのご案内ができます。  
なお、繁忙期の場合、ご予約ができませんが駐車場がご利用サイトまで離れる場合がございます。ご了承ください。

お問い合わせ  
☎0745-95-3088  
午前9時 ~ 午後4時  
定休日 毎週火曜日

ただし、外作業をしている場合などは電話に出られないことがあります。恐れ入りますが、営業時間内におかけ直しをお願い致します。

| 日    | 男湯  | 女湯  | 姫石の湯   |
|------|-----|-----|--------|
| 31 金 | 木風呂 | 石風呂 | ◇      |
| 30 木 | 石風呂 | 木風呂 | ◎      |
| 29 水 | 木風呂 | 石風呂 | ◇      |
| 28 火 | 木風呂 | 石風呂 | 定休日    |
| 27 月 | 木風呂 | 石風呂 | ●      |
| 26 日 | 石風呂 | 木風呂 | 風呂の日   |
| 25 土 | 木風呂 | 石風呂 | ◎      |
| 24 金 | 石風呂 | 木風呂 | ◇      |
| 23 木 | 木風呂 | 石風呂 | ◎      |
| 22 水 | 石風呂 | 木風呂 | ◇      |
| 21 火 | 木風呂 | 石風呂 | 定休日    |
| 20 月 | 石風呂 | 木風呂 | ●      |
| 19 日 | 木風呂 | 石風呂 | 収穫祭    |
| 18 土 | 石風呂 | 木風呂 | ◎      |
| 17 金 | 木風呂 | 石風呂 | ◇      |
| 16 木 | 石風呂 | 木風呂 | ◎      |
| 15 水 | 木風呂 | 石風呂 | ◇      |
| 14 火 | 木風呂 | 石風呂 | 定休日    |
| 13 月 | 石風呂 | 木風呂 | ●      |
| 12 日 | 木風呂 | 石風呂 | スポーツの日 |
| 11 土 | 石風呂 | 木風呂 | ◎      |
| 10 金 | 木風呂 | 石風呂 | ◇      |
| 9 木  | 石風呂 | 木風呂 | ◎      |
| 8 水  | 木風呂 | 石風呂 | ◇      |
| 7 火  | 木風呂 | 石風呂 | 定休日    |
| 6 月  | 石風呂 | 木風呂 | ●      |
| 5 日  | 木風呂 | 石風呂 | ◎      |
| 4 土  | 石風呂 | 木風呂 | ◇      |
| 3 金  | 木風呂 | 石風呂 | ◎      |
| 2 木  | 石風呂 | 木風呂 | ◇      |
| 1 水  | 木風呂 | 石風呂 | ◎      |

温泉カレンダー 10月

●…特別風呂 ◇…お隣町村感謝デー ◎…シルバーデー

※「姫石の湯バス」については、温泉へお問い合わせください。☎0745-95-2641



MITSUE NEWS

みつえニュース

村のできことを発信！



NEWS 1

## 祝100歳！ 奥田 ナラエさん！

8月20日に大字桃俣の奥田ナラエさんが100歳になられ、長寿を祝し伊藤村長から長寿者賞が交付されました。

これからもご健康で明るくお過ごしくださいますよう、心よりお祈りいたします。



NEWS 2

人権擁護委員さんによる  
御杖保育所 人権出前教室

令和7年8月20日(水)、御杖保育所において、人権出前教室が開催されました。

出前教室では、エプロンシアター「三匹のやぎのガラガラドン」の実演が行われたほか、「大型絵本」の読み聞かせと、人権イメージキャラクター「人KENまもる君」「人KENあゆみちゃん」が登場し、園児も大喜びで、じゃんけんをしたり、抱きついたり、握手をしたりと楽しんでいました。



NEWS 3

令和7年度第29回御杖村老人クラブ連合会  
グラウンドゴルフ大会

9月2日(火) 御杖村民グラウンドにおいて第29回村老連グラウンドゴルフ大会が開催されました。

晴天の中26名が日頃の練習の成果を競い合いました。この大会で上位成績の方は郡大会、県大会に出場して頂きます。結果は次の通りです。

※敬称略

|       | 男性の部  | 女性の部   |
|-------|-------|--------|
| 👑 優勝  | 岩谷 俊夫 | 中村 依子  |
| 👑 準優勝 | 森田 耕三 | 津坂 ひとみ |
| 👑 三位  | 種村 悦郎 | 西俣 日出美 |

